

「第 124 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 8 年 8 月 27 日（木曜日）に、「第 124 回 コーデックス連絡協議会」を AP 赤坂グリーンクロス B ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は辻山弥生委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 8 年 9 月に開催される第 57 回残留農薬部会（CCPR）及び令和 8 年 10 月に開催される第 28 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の主な検討議題の説明を行い、令和 8 年 7 月に開催された第 49 回総会（CAC）の報告を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 57 回残留農薬部会（CCPR）

仮議題 9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

データサポートのない化合物の管理

- （道野英司委員）コーデックスにおける農薬最大残留基準値（MRL）（以下コーデックス MRL を CXL と記載）の廃止が予定されている農薬について、我が国への影響はないとのことであり、会議の対処方針としては問題がないと認識している。一方で、輸出国において継続して使用されている場合の輸入食品対策についての懸念はないか。たとえば、魚粉に抗酸化剤として用いられるエトキシキンのように、国内における農薬登録を受けていない物質に関し、CXL が廃止された場合、輸入品をどのように扱うか、モニタリングや検査についても問題はないか。
- （事務局）我が国においては、個別具体的な基準値が設定されていない場合であっても一律基準値が適用されている。海外で使用された農薬が残留する食品についても、厚生労働省において食品衛生法に基づき、輸入時に適切な食品監視を行っていることから、ご指摘されているような問題は生じないと考えます。
- （道野英司委員）輸入時の検査では一斉分析が行われると思うが、海外で使用実態がなくなっている農薬もその対象に含まれているか。また、一斉分析に限らず、輸入時のモニタリング検査等において、海外で使用実態がなくなりつつあると考えられている物質へどう対応するかについてお聞かせ願いたい。
- （事務局）海外では当該物質の使用実態が減少し、使用されなくなりつつあることから、今回の見直しに関する議論が行われているものと認識しているが、仮に一部の地域等で引き続き使用されている場合には、輸入時のモニタリング検査の枠組みの中で一斉分析に限らず適切に対応していく。今後も、輸入食品等の安

全確保の観点から、引き続き適切な監視を行っていく。

(松藤寛委員) 仮議題9の対処方針について、エトキシキンのCXLが廃止されても我が国への影響はないということであるが、エトキシキンという農薬は、飼料添加物として認められている。我が国への影響はないという記載で問題はないか。

(事務局) エトキシキンについては、ご指摘のとおり、我が国において飼料添加物として認められていることは承知しており、飼料添加物の使用に基づく残留基準については、今後も適切に設定・管理されることが想定される。一方、今般議論の対象となっているCXLは、あくまでCCPRで議論されている農薬用途由来のものであり、当該CXLが廃止されたとしても、飼料添加物由来で設定される我が国の残留基準は影響を受けないものと考えている。

(松藤寛委員) データサポートがない農薬のCXLが廃止されるので、それを支持ということは理解した。対処方針の記載では、農薬として使用できない物質を引き続き飼料添加物として用いることに対する懸念が出る可能性があるかと思った。

仮議題10:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

(森田満樹委員) テブコナゾールの茶の残留農薬基準は、EU基準は定量限界値で実質不検出となっており、日本の基準値と大きな開きがある。今回、韓国提案で柿の評価を行うことになっていったことから、日本もお茶の評価を提案したとの説明だったが、これによりCXLが設定された場合、各国のMRLも緩和されることになるのか。これは輸出に関わってくることと思われる。他の農薬でも同様の状況であることが多いと思われるため、今後も戦略的に優先度リストへ上げていく予定はあるか。

(事務局) CXLを参照して自国の基準値として採用している国がいくつかあると承知しており、CXLが設定されれば、そのような国への輸出拡大が見込まれると考えられる。今回はお茶のテブコナゾールについてCXL設定の手続きを進めているところだが、今後も農薬メーカー等の協力を得ながら、データ収集等を戦略的に進めていきたい。

(辻山弥生委員) 資料においてデータスポンサーは日本との記載があるが、これはメーカーからテブコナゾールの作物残留試験のデータを出してもらったのか。

(事務局) 今回のテブコナゾールのデータについては、農林水産省の生産振興部局における委託事業という形で、国においてデータ収集を行っているところ。

(2) 第28回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

仮議題4 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案 (ステップ7)

(山口隆司委員) ガイドライン原案のスクエアブラケット内の記載は自明の内容と思われる。食品の安全性に影響する場合、食品偽装につながる場合、という限定をつけるというのは、当該ガイドラインの目的を明確化するためなのか。もしも限定の文言を入れないとどのような弊害が出てくるかについて想定されているか。

(事務局) ご指摘のとおり、本ガイドラインの目的を明確化するための追加文言。コーデックスの使命の一つが「消費者の健康の保護」、つまり「食品安全の確保」である中で、食品そのものではない飼料についてどこまでガイドラインの対象とするべきかが、CCFICSにおいて議論になっている。食品偽装の関係だと、たとえば、食用に供される動物の飼料に汚染物質が混入していたのに、それを明示することなく販売する等のケースであれば、食品安全に影響し得るので、コ

ーデックスにおいてそうした事態を防止するためのガイドラインを作成することは理にかなっている。一方、食品安全に直接的な影響があるとは言い難いケース（たとえば、有機でない飼料に「有機」というラベルが貼られていた等）は、その防止のためのガイドラインをコーデックスで作成することに疑問の声がある。そのため、飼料はあくまでコーデックスの使命の範囲内で対象であるということを明確にする目的で、タイの提案により追加文言を入れることを議論しているところ。日本としては、追加文言を挿入した方が、飼料はあくまで食品安全の確保に資する範囲でのみ対象ということが明確化できるため、これを基本的に支持する方向で対応したい。一方、欧州諸国からは、当該文言がなくてもそのことは明確であり、冗長で不要といった意見もあるため、そうした意見も聴きつつ、柔軟に対応したい。

（道野英司委員）食品偽装が CCFICS で取り上げられている理由とも関連するが、部会で議論されている、参加国が懸念している又は経験した具体的な食品偽装の事案があれば教えていただきたい。

（事務局）電子作業部会（EWG）の作業において言及のあった事案としては、たとえば、1999 年のベルギーのダイオキシン混入事例がある。これは、リサイクル油脂業者が飼料用油脂として、PCB やダイオキシン類が含まれた安価な工業用油を意図的に使用し、卵や鶏、その他の動物製品に広範な汚染をもたらしたものであった。また別の例としては、2017 年に EU で発生したフィプロニル（殺虫剤）汚染卵事例がある。こちらは、EU 域内の産卵鶏農場で害虫の防除のためフィプロニルが違法に使用され、使用実態を隠蔽していたようだが、親鶏が暴露したことにより、鶏卵からフィプロニルが検出され、結果、EU 域内で大規模な回収となった事例である。

（道野英司委員）挙げられた事例を含め、何が食品偽装に該当するのか、よく検討した方がよい。

（辻山弥生委員）本作業が提案された際にもそういった論点はあったが、途上国からの新規作業提案であったことから、厳しい意見が出にくく作業が開始されたという経緯がある。

（森田満樹委員）第 3 章の定義において、「Food Fraud」、「Food Integrity」、「Food authenticity」の 3 つが記載されているが、この 3 つを全て含めて「Food Fraud」と定義するという意味か。「Food Fraud」に「Food Integrity」や「Food authenticity」を含めると定義の範囲が不明瞭になるようにも見えるし、第 4 章以降も「Food Integrity」や「Food authenticity」へあまり言及していないように見える。この 2 つの定義を維持することについて、日本の対処方針を伺いたい。

（事務局）ご指摘の定義に関しては、部会前日の物理的作業部会（PWG）でも議論が行われる予定である。「Food Integrity」及び「Food Authenticity」は、食品が備えるべき、望ましい状態を示す概念であり、一方、「Food Fraud」は、それらを侵害・毀損する意図的な行為を示す概念である。この観点から、「Food Integrity」及び「Food Authenticity」は「Food Fraud」を理解する上で有用であり、日本の対処方針としては、これら 3 つの定義を維持することが望ましいと考えている。その一方で、ご指摘のとおり、本文中における「Food Integrity」及び「Food Authenticity」への言及が限定的であることから、文書全体の明確性及び分かりやすさの観点も踏まえながら、他国の意見も聴取しつつ、対処したい。

仮議題 5 同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）

- (辻山弥生委員) 同等性に関して説明願いたい。日本が締結した経済連携協定でも、同等性のテキストが盛り込まれている中、コーデックスの文書で、これまでの解釈と異なる定義が置かれる等すると混乱を招くので、特に注意いただきたい。
- (事務局) 同等性とは、輸出国と輸入国で、食品管理システムやその一部の管理措置が異なる場合であっても、同レベルの保護水準が確保されていると確認できれば、同等の措置であると認める考え方である。今回の統合作業は、既存の複数のガイドラインを元に、これらを現状に即して一部アップデートしつつ、統合するものであり、EWGにおいて、既存文書と統合文書とのマッピング作業を通じた整合性や引用元の確認も行っている。これまでとかけ離れた要素を盛り込むものではなく、ご指摘いただいた問題は生じないと考えている。
- (辻山弥生委員) 日本として意図しない文書とならないように対応願いたい。

(3) 第 49 回総会 (CAC)

議題 2 : 第 90 回執行委員会の報告

- (山口隆司委員) 国際非政府組織 (INGO) のコーデックスのオブザーバーの地位に係る申請プロセスについて、WHO 代表から、「申請審査に関する WHO の内部体制を強化し対応する」との説明があったようだが、申請内容の不備というより、WHO のマンパワーが不足しているということか。また、FAO と WHO は個別にオブザーバーステータスを承認しているのか。
- (事務局) コーデックスのオブザーバー資格申請の審査に関し、第 90 回執行委員会での WHO 法務部門の説明によると、WHO では the Framework of Engagement with Non-State Actors (非国家主体との関与枠組み) に基づき、申請 NGO の活動、資金源、他組織との関係等についてデューデリジェンス (適格性確認) を行っており、この確認に時間を要しているとのことだった。オブザーバーステータスの承認については、FAO 及び WHO の双方による事前審査及び執行委員会での検討を経て、FAO 及び WHO の事務局長が執行委員会の助言等を踏まえ、オブザーバー資格の付与を決定する。
- (山口隆司委員) FAO と WHO は別々にオブザーバーの承認をしているという理解でよいのか。FAO あるいは WHO のどちらかと公式関係があれば資格付与されると認識している。
- (事務局) FAO か WHO と既に公式関係を有する NGO についてはご認識のとおりであり、執行委員会による資格審査の対象ではなく、これらの NGO がコーデックスの活動への参加を希望すれば資格が付与される。一方、公式な関係を有しない NGO については、FAO と WHO のそれぞれの法務部門による審査を経て、執行委員会で検討され、その勧告を踏まえて、FAO 及び WHO の事務局長が最終的に決定・承認する流れ。

議題 4 部会の作業

議題 4.2 食品衛生部会 (CCFH) 「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG78-2011) の改定 (ステップ 5/8)」

- (樋渡由岐委員) ガイドラインに基づく自己点検や検証において、業界団体が規制当局に代わって評価を行うことには利益相反の懸念があるとの発言がオブザーバー機関からあったようだが、その点についてどのような確認・担保の仕組みが設けられているのか。
- (事務局) ガイドラインでは、規制当局が第三者機関に検証作業を委託する場合であっても、具体的な作業内容を定め、その結果に対する責任は規制当局が負うこととされており、ご懸念の点は手当てされていると考えている。

議題 4.7：食品表示部会（CCFL）

（細野秀和委員）説明資料 62 ページの CCFL における予防的アレルゲン表示（PAL）

に関する議論について、「タイは、・・・現在利用可能な分析法は大部分が専有的でマトリックス依存性があり、広く利用可能ではないため、貿易上の技術障害及び不適切な PAL の使用が生じることに懸念を示し、留保を表明した」と記載されている。PAL をはじめとするアレルギー表示において、分析法の実効性が極めて重要であり、検証可能性が担保されなければ、策定された文書の有効性を発揮することは困難であることを、第 47 回 CCFL において日本政府は主張し、その結果、分析・サンプリング法部会（CCMAS）においてアレルゲン分析法の確認作業が進められてきた経緯がある。第 47 回 CCFL と今次総会において、CCMAS において十分に利用可能な分析法が確立されていないことが確認されたとする意見がタイから示されたことは、日本政府が従来から指摘してきた懸念が現実の課題として表れたものと受け止めている。日本政府には、引き続き、本ガイドライン、特に分析法を含む定量的リスク評価の実行可能性に関する議論について、最大限の関与を継続していただきたいと考える。

併せて質問として、現在、消費者庁に設置されている食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議において、各国・地域における定量的リスク分析手法の導入の状況などガイドラインの実施状況を継続的にモニタリングする機能を持つ分科会等を設置することは可能であるか。

（事務局）前段はご意見として承る。後段のご質問について、加工食品中の意図しないアレルゲンの混入に関する情報提供の在り方については、まずは日本における参照用量、定性的リスク評価に係る専門的な課題を整理しつつ、必要な議論の在り方を含めて検討してまいりたい。

その他

（山口隆司委員）CCFL や魚類・水産製品部会（CCFFP）での議論は、既に各部会で行われた議論が蒸し返されているように思う。総会は各部会における専門的な議論を尊重する立場を取るべきであり、この点を総会の場で改めて確認いただきたい。

（辻山弥生委員）総会の場で意見を述べることは加盟国の権利。部会での議論を蒸し返すような意見が各国から表明されることについて、日本から懸念を示すことは難しいのではないか。

（事務局）辻山委員のご指摘のとおり、総会は、各部会の結論を機械的に採択するだけの場ではないため、各国が各部会の結論に対してそれぞれの立場から意見を述べることは妨げられるものではない。日本としては、各部会による結論の内容と、各国から総会の場において表明される意見の双方を尊重しつつ対応していく。

（道野英司委員）総会での基準やガイドライン等の最終採択を受け、国内で改正を検討している法令、基準やガイドラインがあるか。

（事務局）3 省庁で確認したところ、今次総会で最終採択された基準、ガイドラインに関連した国内法令、通知等の改正について、検討中のものはあるものの、現時点で改正予定のものはない。検討中のものは、本年 4 月に開催した第 122 回コーデックス連絡協議会で説明した、食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における「飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局が取りうる措置に関するガイダンス」に関連した対応である。

(事務局) 今回採択されたもののうち、鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドラインの改定に関連して、農林水産省では、カンピロバクター等食中毒菌の農場への侵入やまん延を目的とした鶏肉の生産衛生管理ハンドブックを関係者に普及しており、最新の科学的知見等を踏まえ、随時更新している。今般のCCFHでの議論や諸外国のガイドラインの状況を踏まえ、既に昨年7月に網羅的な内容の改定を行った。今後も、必ずしも総会での採択を待たず、迅速にハンドブック等の改定に取り組んでいきたい。

議題5 新規作業提案

加盟国・機関からの新規作業提案

EU : NFPS (New Food Production System) のリスク分析の原則策定に関する提案

(山口隆司委員) EUのNFPSのリスク分析の原則策定の提案に関するEWGについては、総会の下に設置されたものと理解した。

(事務局) ご認識のとおり。総会及び執行委員会において、本新規作業提案を今後どの部会で検討すべきかについても議論が行われた。一部の国からは、一般原則部会(CCGP)が適当ではないかという声があった一方、CCGPでの議論に懐疑的な声も上がり、特定の部会が決まらなかったため、結果、折衷案として、総会の下にEWGを設置することになった。

(辻山弥生委員) CCGPにおいて、EUから本新規作業提案は取り上げられなかったのか。

(事務局) CCGPは総会から付託されたコーデックスの手続きに係る事項を議論する場であるため、EUからCCGPに本新規作業提案は提出されていない。

(森田満樹委員) 総会で多くの国が発言したとのことで、関心の高い議題と承知。本提案について、新規作業提案を採択せず、更なる議論を進めるためのEWGの設立に合意したということだが、EWGの議長はEUが務めるとのことで、引き続きNFPSのリスク分析の原則策定のための議論が継続するのか。現在、複数の部会でNFPSの議論が進められており、そちらへの影響はいかがか。

(事務局) 今次総会の前の執行委員会では、本作業に積極的な執行委員会メンバーから原則の策定を積極的に進めたいとの意向が示される一方、本作業に慎重な執行委員会メンバーからは、既存文書でカバーできない部分が不明瞭であるため、その検討を十分に行った上でEU提案の原則策定の必要性を特定すべきとの意見が示された。係る状況の下、EWGでは、NFPSのリスク分析の原則策定ありきの議論が行われるというわけではなく、新規作業の必要性の精査等をするため、既存の規制的枠組みに関する現状把握の作業や、既存のコーデックス文書「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則(CXG 62-2007)」では対応できない部分は何か特定するための議論等が行われる見込み。また、他部会のNFPSの議論への影響については、現在、NFPSの議論が行われている案件としては、食品添加物部会(CCFA)にシンガポール等が提案した「細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する安全性評価実施のためのガイドライン」がある。こちら、まだ新規作業開始には合意しておらず、EWGにおいて作業範囲等に関する議論を継続している。前回の総会において、NFPSのリスク分析の原則策定に関する提案が、他のNFPSに関する作業の検討を遅延させるべきではないことを強調するとの結論に合意しており、今次総会においても、シンガポール等から改めてこの点を強調する旨の発言があり、この旨は再度結論に盛り込まれた。総会の結論にはそう明記されている一方、今後の議論によっては、双方に関連する内容が出てくる可能性も考えられるため、今後の双方の議論を注視していきたい。

(辻山弥生委員) EWG の付託事項 (ToR) に「プロジェクトドキュメントの修正」が含まれているため、新規作業の開始が前提かと思ったが、そうではないということでしょうか。

(事務局) EWG は、現状把握等や今次総会での各国意見を踏まえて、「必要に応じ、」プロジェクトドキュメントを修正し、次期総会に作業結果の報告書を提出することとなっており、新規作業開始ありきという訳ではない。

(辻山弥生委員) 了解した。EWG ではしっかり対応していただきたい。

議題7 コーデックス部会から総会への付託事項

(細野秀和委員) 最近緑茶や抹茶の輸出が増加していると聞いている。緑茶や抹茶等は生鮮生産農産物としての「緑茶葉」の加工品であり、加工果実・野菜部会 (CCPFV) の所掌範囲に含まれるのではと考える。今後緑茶等の規格の提案がされることを懸念するが、そうなった場合の日本政府としての備えや、逆に日本から緑茶等の規格の策定を提案する考えはあるか。また、緑茶や緑茶加工品において、原産国・収穫国の表示が議論されることを懸念するが、これについて意見があればいただきたい。

(事務局) お茶については、今のところ新規作業提案の動きはないが、仮に新規作業提案があれば、CCPFV の ToR にある「processed fruits and vegetables」で読めるとも限らず、所掌する適当な個別部会が現状存在しないため、総会に直接諮ることになると考えられる。コーデックス規格は、ブランド化のためではなく、食品安全と公正な取引の確保を目的として作成される国際規格であるため、お茶のように、長年国際流通している製品について、仮に将来、どこかの国から規格策定作業が提案された場合には、どのような貿易上の問題への対応を目的とした提案であるのか、その必要性や提案内容を十分に吟味し、日本の対応を検討していくことになる。日本としては、お茶の個別食品規格を我が国から提案する必要があるとは現時点で考えていない。日本茶の差別化ということであれば、最近「日本茶」が地理的表示 (GI) 登録されたところであり、こうした制度を活用しつつ、輸出戦略を考えていくことが重要と認識している。

(辻山弥生委員) お茶については、国際標準化機構 (ISO) が規格を策定しており、日本も当該規格の策定に協力していると認識している。コーデックスでは、既に他の国際規格が策定されている場合は作業しないのが原則であるため、既に ISO の国際規格が策定されていることを踏まえれば、コーデックスではお茶の新規作業提案はされないのではと考える。

(事務局) 辻山委員のご指摘のとおり、コーデックスにおけるお茶の規格策定については、1970～80 年代ごろにインドやインドネシアから提案されたが、ISO の規格策定作業との関係もあり、議論が進展しなかったと承知している。近年も、そうしたお茶の規格策定に関する提案の意向については承知していない。

議題8：コーデックス戦略計画 2020-2025：実施レポート

(山口隆司委員) コーデックス戦略計画 2020-2025 について、コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高めることが目標3として掲げられており、低・中所得国のモニタリング調査について記載されているが、日本からはコーデックス規格の影響力についてどのような回答をしたか。

(事務局) コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標3の実施状況は、2022 年から 2025 年にかけてコーデックス加盟国を対象に実施された、コーデックス文書の利用状況に関する調査結果に基づくものである。同調査では、毎年4つの異なる一般規格や原則等の横断的な文書を対象に、各国における利用状況や影響等につ

いて調査が行われた。本調査において、日本は、コーデックス文書が国内の関係者に一定程度普及し、食品安全行政における重要な参照文書として活用されているとの回答を行っている。一方、新たな知識の獲得、国内制度への具体的な活用、食品貿易への貢献等については、対象となる文書や利用目的に応じて評価し、回答している。

議題 9 : コーデックスの予算及び財政に関する事項

(木戸啓之委員) コーデックスにおいて科学的助言機関の活動は重要であり、特に添加物業界では FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA) で安全性が評価されることが海外で事業を展開する上で重要な段階の一つである。昨今予算不足の問題がある中で、今回 FAO からの 33 万ドルの拠出について報告があったが、この拠出によるインパクトの程度を知りたい。

(事務局) FAO からの 33 万ドルのインパクトについて、FAO の 2026-2027 年通常予算からコーデックスへの科学的助言活動に配分されている予算の一部である。今次総会で FAO 及び WHO から公表された資料によると、FAO が行う科学的助言活動予算全体は、任意拠出金も含めて 545 万ドルであり、33 万ドルはこの予算の約 6 % に相当すると推計している。この 33 万ドルは、JECFA、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)、JMPR の開催に加え、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) から FAO 及び WHO に要請されているプロバイオティクスに関する作業にも活用されている。プロバイオティクスの作業については、本年末までに報告書案を取りまとめ、2027 年第 1 四半期に公表する予定との説明が第 90 回執行委員会で行われている。また、JMPR について、2026 年及び 2027 年は FAO 側で予算不足が生じない見込みとの報告もなされている。このため、33 万ドルという金額自体は科学的助言活動予算全体からみれば限定的ではあるものの、コーデックスから要請された科学的助言の着実な実施を支えるものとなっていると考えている。

(木戸啓之委員) 「加盟国に対し、2027 年 1 ～ 2 月開催予定の WHO 第 160 回執行理事会において、WHO 予算の中で食品安全に関する科学的助言活動のための安定的な財源を確保するよう、自国の WHO 政府代表へ働きかけることが提案」とあるが、具体的に予定していることや日本政府の取組があれば教えていただきたい。

(事務局) 本件については、厚生労働省内の担当部局である国際課にも情報共有を行っている。現時点では、厚生労働省としての具体的な対応方針が決定しているわけではないが、今後の WHO 執行理事会における議題設定等の動向も踏まえながら、適切な対応が図られるよう、引き続き国際課と連携していきたい。

(事務局) 農林水産省で FAO・WHO の活動を支援する任意拠出をしており、その中の一つに WHO に対して JECFA・JMPR の会議開催を支援するものがある。今後も引き続き財政当局に要求していきたい。

議題 10 : FAO 及び WHO から提起された事項

コーデックス信託基金 (CTF)

(山口隆司委員) CTF プログラムが終了したことについて、各国から能力開発への支援の継続の要望が出され、代替案の特定が検討されているということだった。一方で、議題 8 の報告「目標 4」では、「コーデックスへの参加を支援するための仕組み」と明言されており、かつて実施されていた CTF1 (第 1 期 CTF (2004 年～2015 年)) の目的に戻るように感じたが、新たな仕組みや代替案について情報はあるか。

(事務局) CTF1 は会合参加のための旅費の支援を行っていたものと認識。一方で、「コ

ーデックスへの参加を支援するための仕組み」とは、加盟国におけるコーデックスへの理解の促進、国内の対応体制の構築・強化、代表団の会合参加に向けた準備・対応能力の向上など、加盟国の能力強化を図るための幅広い仕組みを指しており、CTF1 と同様の支援に戻ることを意図したものではないと認識している。現時点では、具体的な代替案に関する情報は示されていないが、今次総会では、WTO の規格及び通商開発機構（STDF）による途上国を対象とした能力開発活動の取組が紹介され、加盟国に対して支援が呼びかけられていた。

FAO/WHO によるコーデックスへの科学的支援（活動報告及び予算・財政状況について）

（山口隆司委員）中国で JECFA を開催することにより、財政的にどのくらい節約ができたのかについてデータがあれば教えていただきたい。

（事務局）第 102 回 JECFA の中国開催については、中国側がどの程度経費を負担したのか、また、中国で開催したことにより、FAO・WHO の経費が実際にどの程度削減されたのかについて、具体的な情報や金額は示されていない。なお、JMPR については、過去にもローマ・ジュネーブ以外で開催された例があり、去年は JMPR の WHO 側の準備会合はバンコク（タイ）で開催されており、今年の JMPR はプラハ（チェコ）で開催されると聞いている。

いわゆる超加工食品（UPF）

（細野秀和委員）WHO から「NOVA 分類は参考情報の一つであり唯一の根拠ではない」との説明があったとのことだが、NOVA 分類以外の根拠に関する情報について WHO から提供されていれば教えてほしい。また、UPF については最終的な定義も定められていない状況であり、予算不足の状況下において、UPF にリソースをかけるべきではないと感じているが、日本政府から WHO に対し、UPF に関する作業を中止すべきと主張すべきではないか。

（事務局）NOVA 分類以外の根拠について、WHO から特に具体的な情報は示されなかった。また、WHO における UPF に関する作業は、WHO が健康的で安全かつ持続可能な食生活の推進を優先課題の一つと位置づけ、加盟国の取組を様々な形で支援している中で、その一環として進められているものと認識している。コーデックスにおいて一部の加盟国から WHO による UPF に関する作業の進め方について懸念が示されてはいる一方、作業そのものを中止すべきとの意見が示されているわけではない。日本としては、現時点では WHO における議論の進展を引き続き注視していく考えである。

（清水隆司委員）NOVA 分類については、科学的根拠を欠いており、恣意的な要素を含めた分類がされているという点で問題があると考えている。WHO にて NOVA 分類に基づく施策が進むことで、各国の実際の食事・栄養関係の政策や食事摂取ガイドライン等の状況と乖離した内容となり、あらゆる食品分野が影響を受けることになることを懸念。今次総会において日本政府が指摘したように、今後の UPF に関するガイドライン等は、透明性があり、包括的で、科学的に堅固な協議プロセスを通じて策定されることの重要性が引き続き強調されるべき。コーデックスの部会では、乳児用調製乳や栄養強化食品を扱う CCNFSDU が最も影響を受けるのではと考えるが、CCNFSDU を含め、各コーデックス部会での UPF に関する議論に対し、日本政府としての適切な対応を繰り返し実施していただけるようお願いする。

（事務局）ご意見に感謝。ご意見を踏まえ、今後の CCNFSDU やその他の各部会における対処方針を検討していく。コーデックスで UPF に関する動きがあれば、連絡

協議会の場で情報共有させていただく。

(森田満樹委員) UPF について、WHO が策定を進めている食品プロファイリングモデルに対し、添加物や特定の成分を一律に否定的に扱うなど、科学的根拠との整合性に疑問がある。また、今後公表されるモデルがコーデックスにおける UPF に関する議論にも影響を与えることが懸念される。このような状況を踏まえ、日本として WHO の作業をどのように評価し、今後どのように対応していく考えか。加えて、WHO の作業に関する今後のスケジュールを伺いたい。

(事務局) WHO が策定を進めている食品プロファイリングモデル及び Q&A については、加盟国向けの説明が行われているが、現時点では内容の詳細が明らかになっていない部分もある。これらは WHO が加盟国に対する技術的助言として作成されるものであり、国際的に統一されたモデルの適用や、各国の既存の食品プロファイリングモデルの変更を求めたりするものではないと理解している。また、策定スケジュールについては、総会の前週に開催された執行委員会において、食品プロファイルモデル及び Q&A は 2026 年後半、UPF の摂取ガイドラインは 2028 年を目途に策定作業を進める旨の説明があった。いずれも策定過程において加盟国協議やパブリックコンサルテーションの機会が設けられると承知しており、日本としては今後の動向を注視しつつ、適切に対応していく。

(木戸啓之委員) 森田委員がご指摘された点について、追加の意見を述べたい。WHO は、NOVA 分類ありきではないとしながらも、食品プロファイリングモデル案は、HFSS（高脂肪・高塩分・高糖質）と NOVA 分類の真部分集合を規制の対象として定義しようとしており、NOVA 分類の指標として複数の食品添加物等の食品素材を挙げている。それを科学的な手法と主張しているだけで、生活習慣病の予防を目的とした科学的な活動とは考えにくい。こういった活動を各国からの拠出金を使って WHO が行うべきではないというところまで踏み込んで、意見を言っていたきたい。

(事務局) いただいた意見は省内でも共有したい。

議題 12：コーデックス部会の議長を指名する国の指定

(山口隆司委員) CCFFP のホスト国を長らく務めていたノルウェーが辞任し、最終的にはスペインが引き継ぐこととなったが、韓国も一緒に手を挙げていた。韓国は、CCFFP において今後海苔の規格を作成していくということもあるので、アジアの国である韓国から日本に対し個別にサポートの要請はあったのか。

(事務局) 韓国からの個別の支持要請の有無については、外交に関することであるため回答を差し控えさせていただく。一方、スペインと韓国の双方から、事前の非公式会合等の場で、立候補の決意表明と各国へ支持をお願いする旨の発言があった。スペイン・韓国双方にとって、水産物は重要品目であり、今回の CCFFP のホスト国の地位獲得に熱心に取り組んでいたと認識している。

議題 13：その他の作業

(木村たま代委員) 資料に 2027 年 3 月に SPS 分野における AI（人工知能）及び新興技術に関するセッションが開催される旨が記載されているが、具体的に分かることがあれば教えてもらいたい。

(事務局) ご指摘のセッションは、2027 年 3 月に WTO・SPS 委員会と併せて開催予定の「テーマ別会合」を指す。通例年 3 回開催されている WTO・SPS 委員会では、特定のテーマについて各国の経験の共有と意見交換を行う「テーマ別会合」を、公式会合を実施する週の前半等を実施することが多い。本年 3 月の SPS 委員会において、サウジアラビアから、今後のテーマとして、「SPS 分野における AI

および新興技術に関するセッション」が提案され、2027年3月のSPS委員会にあわせて開催されることが決定した。今後、具体的なプログラム案が示され、プレゼンターの募集などが行われる予定。サウジアラビアは、コーデックスにおいても食品安全分野へのAIの活用について関心を示しており、総会や部会の機会にサイドイベントを開催している。現時点でAIに関する具体的な作業提案は行われていないが、今後の動向を注視していきたい。

(4) その他

(辻山弥生委員) 説明時に「プロダク」や「ToR」といった専門用語が多かったが、「新規作業提案の内容を記したプロジェクトドキュメント」や「部会の所掌事項を示した ToR」といったように、傍聴者のためにも用語を解説しながら説明をしてもらいたい。

(以上)